農業用ため池の所有者は届出が必要です

平成30年７月豪雨など、近年、豪雨などにより多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生しています。このため、決壊による被害を防止するため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が制定されました。

農業用ため池とは

人工的に作られた施設としての「堤体」および「取水設備」で構成されたもの。

■届出が必要なため池

・盛土で築造され、決壊するおそれがあるもの

・コンクリート壁等で築造され、決壊するおそれのあるもの

■届出が不要なため池

・掘り込んで築造され盛土ではなく、決壊するおそれのないもの

届出事項など

届出が必要な方

農業用ため池所有者または管理者

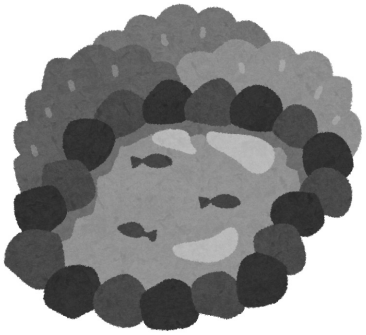

届　出　事　項　※届出書に記載する事項

①農業用ため池の名称および所在地

②所有者の氏名等の情報

③管理者の氏名等の情報

④ため池の堤頂までの高さ、堤頂の長さ、貯水容量など

【届出書に添付する資料】

①法人の定款または寄付行為の写し（所有者または管理者が法人である場合）

②団体規約等（管理者が法人でない団体の場合）

③その他参考となるべき書類（土地の登記事項証明書、位置図など）

届 出 の 期 限

法律の施行日（令和元年７月１日）以後、農業用ため池を設置、廃止する時、または届出情報に変更があった場合は、遅滞なく届出する必要があります。

法律の施行日前に設置された農業用ため池は、本法律施行後、６ヵ月以内の届出が必要となり、届出の期限は**令和元年12月27日㈮まで**となります。

詳しくは、**渡島総合振興局産業振興部農村振興課**へお問い合せください。

☎0138－47－9502